

第三者認証スキームの追加等について

2025年8月

資源エネルギー庁

今年度の議題等について

第7次エネルギー基本計画の概要（再生可能エネルギー関係）

6. 脱炭素電源の拡大と系統整備

<総論>

- DXやGXの進展に伴い、電力需要の増加が見込まれる中、それに見合った脱炭素電源の確保ができなかったために、国内産業立地の投資が行われず、日本経済が成長機会を失うことは、決してあってはならない。
- 再生可能エネルギーか原子力かといった二項対立的な議論ではなく、再生可能エネルギーや原子力などの脱炭素電源を最大限活用することが必要不可欠。
- こうした中で、脱炭素電源への投資回収の予見性を高め、事業者の積極的な新規投資を促進する事業環境整備及び、電源や系統整備といった大規模かつ長期の投資に必要な資金を安定的に確保していくためのファイナンス環境の整備に取り組むことで、脱炭素電源の供給力を抜本的に強化していく必要がある。

<再生可能エネルギー>

- S+3Eを大前提に、電力部門の脱炭素化に向けて、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、関係省庁が連携して施策を強化することで、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促す。
- 国産再生可能エネルギーの普及拡大を図り、技術自給率の向上を図ることは、脱炭素化に加え、我が国の産業競争力の強化に資するものであり、こうした観点からも次世代再生可能エネルギー技術の開発・社会実装を進めていく必要がある。
- 再生可能エネルギー導入にあたっては、①地域との共生、②国民負担の抑制、③出力変動への対応、④イノベーションの加速とサプライチェーン構築、⑤使用済太陽光パネルへの対応といった課題がある。
- これらの課題に対して、①事業規律の強化、②FIP制度や入札制度の活用、③地域間連系線の整備・蓄電池の導入等、④ペロブスカイト太陽電池（2040年までに20GWの導入目標）や、EEZ等での浮体式洋上風力、国の掘削調査やワンストップでの許認可フォローアップによる地熱発電の導入拡大、次世代型地熱の社会実装加速化、自治体が主導する中小水力の促進、⑤適切な廃棄・リサイクルが実施される制度整備等の対応。
- 再生可能エネルギーの主力電源化に当たっては、電力市場への統合に取り組み、系統整備や調整力の確保に伴う社会全体での統合コストの最小化を図るとともに、次世代にわたり事業継続されるよう、再生可能エネルギーの長期安定電源化に取り組む。

(参考) 2040年度におけるエネルギー需給の見通し

- 2040年度エネルギー需給の見通しは、諸外国における分析手法も参考としながら、様々な不確実性が存在することを念頭に、複数のシナリオを用いた一定の幅として提示。

	2023年度 (速報値)	2040年度 (見通し)	
エネルギー自給率	15.2%	3～4割程度	
発電電力量	9854億kWh	1.1～1.2兆 kWh程度	
電源構成	再エネ	22.9%	4～5割程度
	太陽光	9.8%	23～29%程度
	風力	1.1%	4～8%程度
	水力	7.6%	8～10%程度
	地熱	0.3%	1～2%程度
	バイオマス	4.1%	5～6%程度
	原子力	8.5%	2割程度
	火力	68.6%	3～4割程度
最終エネルギー消費量	3.0億kL	2.6～2.7億kL程度	
温室効果ガス削減割合 (2013年度比)	22.9% ※2022年度実績	73%	

(参考) 新たなエネルギー需給見通しでは、2040年度73%削減実現に至る場合に加え、実現に至らないシナリオ（61%削減）も参考値として提示。73%削減に至る場合の2040年度における天然ガスの一次エネルギー供給量は5300～6100万トン程度だが、61%削減シナリオでは7400万トン程度の見通し。

第7次エネルギー基本計画（2025年2月18日 閣議決定）（抄）

⑥ バイオマス発電

（ア）基本的考え方

バイオマス発電は、災害時のレジリエンス向上や地域産業の活性化を通じた経済・雇用への波及効果大きいなど、地域分散型、地産地消型のエネルギー源として多様な価値を有するエネルギー源である。

一方で、発電コストの大半を収集・運搬等の燃料費が占める構造にあることに加え、昨今では燃料需給のひっ迫も見られ、事業の安定継続が課題である。このため、地域の農林業等と連携してコスト低減や燃料安定調達等を進める。

（イ）今後の課題と対応

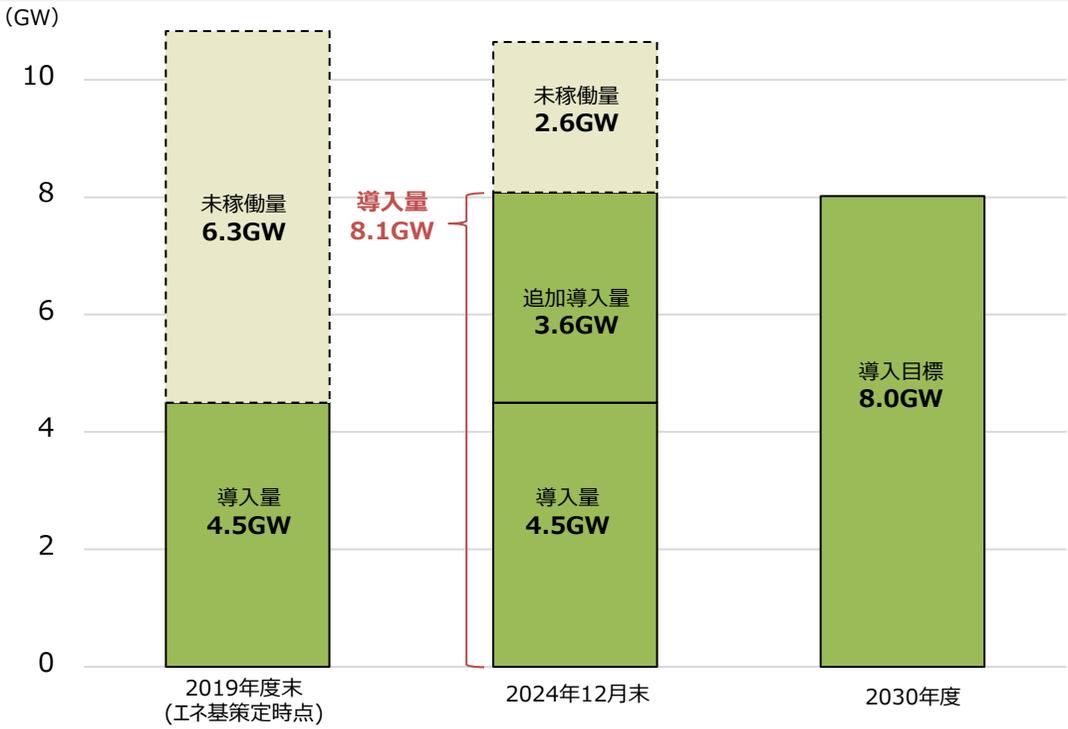
国産木質バイオマス燃料の供給拡大に向け、関係省庁が連携し、林地残材等の更なる利用に向けた体制構築、各地域に適した早生樹や広葉樹等の育林手法等の実証、適正な再造林等を推進する。また、環境、社会・労働、ガバナンス、食料との競合、ライフサイクル温室効果ガスの排出量等の観点から持続可能性が確保されたバイオマス燃料の利用を求めていく。

さらに、地域の農林業等と連携し、エネルギー変換効率の高い熱利用・熱電併給の地域内利用を推進するとともに、農山漁村再生可能エネルギー法等を通じたエネルギーの地産地消を積極的に推進し、農林漁業の健全な発展と調和を図りつつ、家畜排せつ物、下水汚泥、食品廃棄物等の有効利用を進める。

大規模なバイオマス発電については、安定的かつ持続可能な燃料調達の確保やコスト構造を踏まえた将来的な自立化の可能性が課題となっている中で、FIT・FIP制度による支援の在り方や、調達期間及び交付期間が終了した後のバイオマス発電事業の継続の確保について検討を進める。

バイオマス発電の導入状況

- バイオマス発電については、**直近の導入量が8.1GW**となっており、現時点で、**2030年目標（8.0GW）を超える導入が実現**している。
- 大規模事業は、2017年度～2018年度頃に再エネ特措法に基づく認定量が急増したが、**直近のFIP入札における入札量がゼロ**となり、**近年では、新規の案件組成が見られない状況**が継続。2026年度からは、10,000kw以上の一般木質等バイオマスはFIP入札の対象外となった。
- 中小規模事業は、2012年のFIT制度開始以降、地域の木材等を有効に利活用しながら、**緩やかに継続的な導入拡大**が進んでいるが、**近年では、燃料の需給が逼迫しており、事業の安定継続が課題**となっている。



※ 導入量は、FIT前導入量2.3GWを含む。
 ※ FIT/FIP認定量及び導入量は速報値。
 ※ 入札制度における落札案件は落札年度の認定量として計上。

バイオマス持続可能性WGの検討経緯

- 調達価格等算定委員会における輸入材の急増等に係る議論を踏まえ、**2019年度以降、バイオマス持続可能性WGでは、燃料の持続可能性や食料競合、ライフサイクルGHGの論点**について、専門的・技術的な検討を実施。

論点	これまでの主な検討結果
持続可能性	<ul style="list-style-type: none"> ● FIT/FIP制度において、農産物の収穫に伴い生じるバイオマス（輸入）に求める持続可能性基準として、環境、社会・労働、ガバナンス等について担保すべき事項を具体化。これらの基準を担保できる第三者認証スキームを、持続可能性基準の確認方法として整理。 ● 輸入木質バイオマスに今後求めるべき持続可能性の基準等については、EUなど諸外国での制度整備状況等を整理した上で、今後検討することとした。
食料競合	<ul style="list-style-type: none"> ● 非可食かつ副産物のバイオマス種を食料競合の懸念がないものと整理。食料競合の懸念がなく、持続可能性・ライフサイクルGHGの確認方法が整理されたバイオマス種を、農産物の収穫に伴い生じるバイオマスの新規燃料候補として算定委に報告し、FIT/FIP制度の支援対象に追加。 ● その他の候補は、用途等の実態を踏まえた上で、今後必要に応じて慎重に検討することとした。
ライフサイクルGHG	<ul style="list-style-type: none"> ● FIT/FIP制度で求めるライフサイクルGHG排出量の基準として、火力発電（180g-CO₂eq/MJ-電力）に対する削減率で、2030年度に使用するバイオマス燃料は70%削減を達成、それまでの間は50%削減を達成することと整理。 ● 輸入木質バイオマス及び農産物の収穫に伴い生じるバイオマス（輸入）は、確認方法として必要な要件を満たす第三者認証スキームを整理。国内木質バイオマスは林野庁の発電証明ガイドライン等による確認方法を整理。廃棄物系区分バイオマスは調達先からの輸送距離による確認方法を整理。 ● ライフサイクルGHG基準が適用されない案件も含め、自主的取組により排出削減に努めることを整理。

今年度のバイオWGの議題について

- 今年度のWGでは、これまでの議論を踏まえ、第三者認証スキームの追加やライフサイクルGHG自主的取組のフォローアップ、輸入木質バイオマスの持続可能性について、その内容を専門的・技術的に検討する。
- これらは、年内に調達価格等算定委員会に報告することを前提に検討を進める。

今年度バイオWGの議題について

議題1

1. 第三者認証スキームの追加について

- 事務局に対して評価の求めがあった第三者認証スキームについて、FIT/FIP制度で求める持続可能性やライフサイクルGHGの確認方法として、必要な要件を満たすことを確認する。

議題2

2. ライフサイクルGHG自主的取組のフォローアップ等について

- ライフサイクルGHG排出削減に向けた自主的取組の状況等を、業界団体等からヒアリングした上で、取組のフォローアップや今後の普及促進策等について検討する。
- 2031年度以降のライフサイクルGHG基準について検討を進める。

3. 輸入木質バイオマスの持続可能性について

- EUの動向等をフォローしつつ、日本における木材利用の実態等も踏まえ、引き続き検討を進める。

第三者認証スキームの追加について

- PEFC
(Programme for the Endorsement of Forest Certification)
- MSPO
(Malaysian Sustainable Palm Oil)
- 評価結果 (案)

本日も議論いただきたい事項

- 本WGでは、FIT/FIP制度で求める持続可能性やライフサイクルGHGの確認方法として、必要な要件を満たす第三者認証スキームを確認してきたところ。
- 本日は、事務局に対して第三者認証スキームであるPEFC（輸入木質バイオマス）及びMSPO（PKS等）から評価の求めがあったことから、同様に検討を行うこととしたい。

第三者認証スキームの対応状況

第三者認証スキーム		RSPO	RSB		GGL		ISCC		SBP		MSPO Part4		農産資源 認証協議会		PEFC	
		持続可能性	持続可能性	LCGHG	持続可能性	LCGHG	持続可能性	LCGHG	持続可能性	LCGHG	持続可能性	LCGHG	持続可能性	LCGHG	持続可能性	LCGHG
農産物の収穫に伴って生じる バイオマス（輸入）	主産物 パーム油	○	○	○			○	○								
	副産物															
	PKS		○	○	○	○	○	○			○	○ 既定値 かつP&C 認証のみ	○	○		
	パームトランク		○	○	○	○	○	○			○	○ 既定値 かつP&C 認証のみ				
	EFB（パーム椰果実房）		○	○	○	○	○	○			○	○ 既定値 かつP&C 認証のみ				
	ココナッツ殻、カシューナッツ殻、くるみ殻、アーモンド殻、ピスタチオ殻、ひまわり種殻、コーンストローペレット、ベンコワン（葛芋）種子、サトウキビ葉茎、ピーナッツ殻、カシューナッツ殻油		○	○	○	○	○	○								
	輸入木質バイオマス※				○	○			○	○						○

※輸入木質バイオマスの持続可能性の確認については、GGL/SBPを含め、木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月 林野庁）及び合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）による。

<参考> 農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（輸入）の持続可能性基準

- バイオマス持続可能性WGでは、FIT/FIP制度において、農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（輸入）に求める持続可能性基準を、以下のとおり具体化。
- これらの基準を担保できる第三者認証スキームを、持続可能性基準の確認方法として整理。

担保すべき事項		評価基準（RSPO2013を元に作成）
環境	土地利用変化への配慮	■ 農園の開発にあたり、一定時期以降に、原生林又は高い生物多様性保護価値を有する地域に新規植栽されていないこと。
		■ 泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壌で、限定的作付けが提案された場合は、悪影響を招くことなく土壌を保護するための計画が策定され、実施されるものとする。
	温室効果ガス等の排出・汚染削減	■ 温室効果ガス等の排出や汚染の削減の計画を策定し、その量を最小限度に留めるよう実行していること。
	生物多様性の保全	■ 希少種・絶滅危惧種並びに保護価値が高い生息地があれば、その状況を特定し、これらの維持や増加を最大限に確保できるように事業を管理すること。
社会・労働	農園等の土地に関する適切な権原： 事業者による土地所有権の確保	■ 事業者が事業実施に必要な土地所有権を確保していることを証明すること。
	児童労働・強制労働の排除	■ 児童労働及び強制労働がないことを証明すること。
	業務上の健康安全の確保	■ 労働者の健康と安全を確保すること。
	労働者の団結権及び団体交渉権の確保	■ 労働者の団結権・団体交渉権が尊重または確保されること。
ガバナンス	法令遵守（日本国内以外）	■ 原料もしくは燃料を調達する現地国の法規制が遵守されること。
	情報公開	■ 認証取得事業者が関係者に対し適切に情報提供を行うことが担保されること。
	認証の更新・取消	■ 認証の更新・取消に係る規定が整備されていること。
サプライチェーン上の分別管理の担保		■ 発電事業者が使用する認証燃料がサプライチェーン上において非認証燃料と混合することなく分別管理されていること
認証における第三者性の担保		■ 認証機関の認定プロセス、及び認証付与の最終意思決定において、第三者性を担保すること。
		■ 認定機関がISO17011に適合しており、認定機関においてISO17011に適合した認証機関の認定スキームが整備されていること。

<参考> ライフサイクルGHGを確認できる認証スキームのメルクマール

- バイオマス持続可能性WGでは、**FIT/FIP制度で求めるライフサイクルGHG基準の確認方法**として、輸入木質バイオマス及び農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（輸入）については、**第三者認証スキームにより確認**すると整理。
- また、認定機関や認証機関の力量を担保する観点から、ライフサイクルGHGを確認できる第三者認証スキームとして、以下のとおりメルクマールを設定。

		メルクマール
既定値の確認	認定機関に対する要件	「認定機関がISO/IEC 17011に適合しており、認定機関においてISO/IEC 17011に適合した認証機関の認定スキームが整備されていること」を求める
	認証機関に対する要件	認証機関の力量の担保をより具体化するために、「認証機関に対して、ISO/IEC 17065に相当する認定」を求める
個別計算値の確認	認証機関に対する要件	認証機関によるGHGの個別計算値審査の力量を担保するために、「認証機関に対して、ISO 14065に相当する認定」を求める

第三者認証スキームの追加について

- **PEFC**

(Programme for the Endorsement of Forest Certification)

- **MSPO**

(Malaysian Sustainable Palm Oil)

- **評価結果 (案)**

PEFCについて(Programme for the Endorsement of Forest Certification)

- 輸入木質バイオマスの持続可能性の確認方法として、林野庁の合法性・持続可能性ガイドラインの下で利用が認められている森林認証制度PEFCについて、ライフサイクルGHGの確認方法としての評価の求めがあった。
- PEFCの基準文書では、①認定機関に対してISO17011への適合を要求するとともに、認証機関に対してISO17065への適合を要求、②個別計算による確認方法を用いる場合は、認証機関に対してISO14065への適合を要求する旨が規定されており、ライフサイクルGHGの確認に必要なメルクマールを満たすと考えられる（確認結果の詳細は次頁）。
- したがって、これまでに整理したその他認証スキームと同様に、事務局においてFIT/FIP制度向けの基準文書の策定状況をフォローすることを前提に、ライフサイクルGHGが確認できる第三者認証スキームとして追加することとしてはどうか。

ライフサイクルGHGの確認に必要なメルクマールに関するPEFC基準文書の概要

	PEFC基準文書の概要
既定値の確認	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 認定機関に対し、IAF（国際認定フォーラム）またはIAF地域認定グループの製品認証に関するMLA（多国間相互承認協定）の署名機関（いずれもISO/IEC17011に適合）であることを要求 ※CoC認証に関する基準文書で規定 ➤ 認証機関に対し、ISO/IEC17065への適合を要求 ※ライフサイクルGHGの確認に関するEU-RED3向け基準文書で規定
個別計算値の確認	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 個別計算による確認方法を用いる場合は、認証機関に対し、ISO14065への適合を要求 ※ライフサイクルGHGの確認に関するEU-RED3向け基準文書で規定

<参考> ライフサイクルGHGのメルクマールに関するPEFC基準の比較

		メルクマール	PEFC基準文書
既定値の確認	認定機関に対する要件	「認定機関がISO/IEC 17011に適合しており、認定機関においてISO/IEC 17011に適合した認証機関の認定スキームが整備されていること」を求める	<ul style="list-style-type: none"> ■ PEFC ST 2003:2020 付録2 ■ PEFC評議会は、COC認証が、IAF（国際認定フォーラム）またはEA（欧州認定協力機構）、IAAC（米州認定協力機構）、APAC（アジア太平洋認定協力機構）、SADCA（南部アフリカ開発共同体認定協力機構）、AFRAC（アフリカ認定協力機構）、ARAC（アラブ認定協力機構）などのIAF地域認定グループの製品認証に関する多国間相互承認協定（MLA）の署名機関である認定機関によって実施されることを要求している。（PEFC ST 2003:2020の付録2） ■ 注：IAF MLAは5つのレベルで構成されている。レベル1はすべての認定機関に適用される必須基準であるISO/IEC 17011を規定している。レベル2の活動と対応するレベル3の規范文書の組み合わせはMLAの主要スコープと呼ばれ、レベル4（該当する場合）とレベル5の関連規范文書の組み合わせはMLAのサブスコープと呼ばれる。（IAF ML 2:2023）
	認証機関に対する要件	認証機関の力量の担保をより具体化するために、「認証機関に対して、ISO/IEC 17065に相当する認定」を求める	<ul style="list-style-type: none"> ■ PEFC ST 2003:2020 付録2 ■ 認定の範囲は、ISO/IEC 17065、PEFC ST 2003、および認証機関が評価されたその他の要求事項を明示的に記載しなければならない（PEFC ST 2003:2020の付録2） ■ PEFC ST 5003:2025 指標4.1.3 ■ PEFC RED IIIスキームに対する認証を提供するため、認証機関は以下を行わなければならない <ul style="list-style-type: none"> a) 規則（EC）No 765/2008に従って各国の認定機関によって実施されたISO/IEC 17065に対する有効な認定を保持し、指令（EU）2018/2001（指令（EU）2023/2413によって改正）の範囲内の自主的スキームまたは国のスキームの特定の認証範囲をカバーしなければならない。（PEFC ST 5003:2025: 4.1.3
個別計算値の確認	認証機関に対する要件	認証機関によるGHGの個別計算値審査の力量を担保するために、「認証機関に対して、ISO 14065に相当する認定」を求める	<ul style="list-style-type: none"> ■ PEFC ST 5003:2025 指標4.1.3 ■ b) 認証機関が内部リソースまたは直接管理下にある他のリソースを使用して検証活動を実施する場合、EN ISO/IEC 17029およびEN ISO 14065の該当する要求事項も満たす必要がある。認証機関は、EN ISO/IEC 17029およびEN ISO 14065の該当する要求事項を満たす認定機関からの他のリソースのみを検証活動に使用しなければならない。

出典：

PEFC ST 2003:2020 Requirements for Certification Bodies operating Certification against the PEFC International Chain of Custody Standard

PEFC ST 5003:2025 Additional requirements for certification bodies providing certification against PEFC ST 5002 – RED III

※RED3に準拠するためには、PEFC COC認証およびPEFC RED3認証を取得する必要がある。

<参考> EU-RED2・RED3に関する第三者認証スキームの対応状況

- 欧州委員会では、EU-REDで求める持続可能性基準を確認できる認証スキームの申請を受け付けており、森林バイオマスについては、現時点で5件の第三者認証スキームがEU-RED2において承認を得ている。
- なお、EU-RED3での承認状況については、現時点で欧州委員会から公表されていないが、複数の第三者認証スキームから欧州委員会の技術評価をクリアした旨が公表されており、承認プロセスが一定程度進んでいるものと考えられる。

EU-REDに係る第三者認証スキームの承認状況

EU-RED3での承認に関する各認証スキームの発表

第三者認証スキーム	欧州委員会による承認		第三者認証スキーム	発表概要	参考URL
	EU-RED2持続可能性基準 (森林バイオマス)	EU-RED3持続可能性基準 (森林バイオマス)			
KZR INiG	○ (2022年4月及び12月に決定)	現時点で、 欧州委員会からは 未公表	KZR INiG	2025年5月6日に欧州委員会の技術評価をクリア。	https://kzr.inig.eu/en/information-on-the-work-of-the-office-on-01-02-05-2025-2/
SURE	○ (2022年4月に決定)		SURE	2025年5月20日に欧州委員会により承認。	https://bioenergyeurope.org/sure-certification-system-updated-for-red-iii/
SBP	○ (2022年9月に決定)		SBP	2025年5月8日に欧州委員会の技術評価をクリア。	https://sbp-cert.org/sbp-receives-positive-technical-assessment-under-rediii/
PEFC	○ (2024年12月に決定)		PEFC	2025年4月に欧州委員会の技術評価をクリア。	https://www.iscc-system.org/news/european-commission-gives-positive-technical-assessment-for-iscc-eu-under-red-iii/
ISCC EU	○ (2024年12月に決定)		ISCC EU	2025年5月20日に欧州委員会の技術評価をクリア。	https://www.pefc.org/news/pefc-general-assembly-greenlights-red-iii-standards
Better Biomass	審査中				
GGL	審査中				
2BS Voluntary scheme	審査中				
RSB	審査中				

※EU加盟国は欧州委員会による承認を得ていない第三者認証スキームであっても、信頼性が確保されていると判断すれば各国の制度において利用可能。

出典：https://energy.ec.europa.eu/topics/renewable-energy/bioenergy/voluntary-schemes_en

<参考> PEFCの合法性・持続可能性ガイドライン（林野庁）への適合性

- FIT/FIP制度では、輸入木質バイオマスの持続可能性は、林野庁が策定した合法性・持続可能性ガイドラインに基づき確認することを求めている。
- 同ガイドラインにおいて、**PEFCは、「森林認証制度及びCoC認証制度を活用した証明方法」の一つとして位置付け**られている。

(参考)木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン

- 木材・木材製品の供給者が合法性、持続可能性の証明に取り組むに当たって留意すべき事項等を取りまとめたガイドライン（平成18年公表）。
- 木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明方法として、3つの方法を提示。

<木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明方法>

(1) 森林認証制度及びCoC認証制度を活用した証明方法

森林認証（FSC、PEFC、SGEC等）を取得した森林から生産された木材・木材製品が、それ以外の木材と混じらないよう、CoC認証制度により、適切に分別管理されていることを評価・認証（認証マークが押印された木材・木材製品、伝票等をもって証明）

(2) 森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法

関係団体は、合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品を供給するための自主的行動規範を作成。団体の認定事業者が直近の納入先の関係事業者に対して、その納入する木材・木材製品が合法性、持続可能性を証明されたものであり、分別管理されていることの証明書を交付。生産・加工・流通の各段階で証明書の交付を繰り返して行い、証明の連鎖を形成することにより証明。

(3) 個別企業等の独自の取組による証明方法

規模の大きな企業等が独自の取組によって森林の伐採段階から納入段階に至るまでの流通経路等を把握した上で証明。

第三者認証スキームの追加について

- PEFC

(Programme for the Endorsement of Forest Certification)

- **MSPO**

(Malaysian Sustainable Palm Oil)

- 評価結果 (案)

MSPOについて (Malaysian Sustainable Palm Oil)

- **第26回WG**では、**MSPOのCoC認証であるMS2751**について、ライフサイクルGHGの既定値の確認に必要なメルクマールである**認証機関のISO/IEC 17065適合が確認できなかった**。
※MSPOにおける認定機関Standard Malaysiaが、ISO/IEC 17011に適合することは第19回WGにて確認済み。
- その後、**MSPOから公表されたバイオマスCoCに関する追加文書**では、**MS2751の認証機関に対してISO/IEC 17065への適合を要求する旨が確認され、これによりライフサイクルGHGの既定値の確認に必要なメルクマールを満たす**と考えられる。
- したがって、**MSPOのCoC認証であるMS2751**について、**ライフサイクルGHG既定値の確認ができる第三者認証スキームとして追加**することとしてはどうか。

第26回WGにおける確認結果

ライフサイクルGHGに係るMSPOの扱い

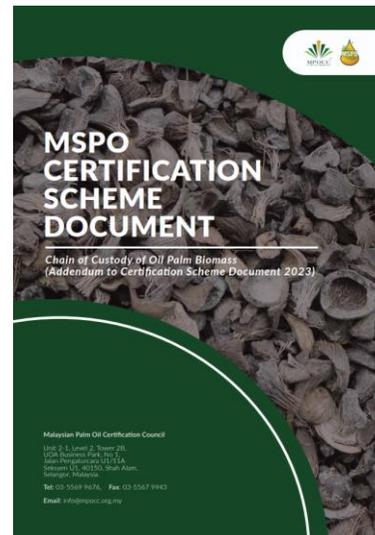
- 第24回WGでのヒアリングを踏まえ、さらにMSPOの基準文書を確認したところ以下のとおり。
 - MSPO Part4 (P&C認証) については、**認証機関のISO/IEC 17065適合を確認**。
 - **バイオマスのCoCに係る基準については、認証機関のISO/IEC 17065適合は確認できず**。
 ※MSPOにおける認定機関Standard Malaysiaが、ISO/IEC 17011に適合することは第19回WGにて確認済み。
- したがって、MSPO Part4 (P&C認証) のみ、**ライフサイクルGHGの既定値を確認できる認証スキームのメルクマールへの適合を確認**。
※P&C認証とCoC認証が異なる第三者認証制度であっても、当該CoC認証が当該P&C認証からの情報伝達を認めている場合は利用可能。

2022年版MSPOの認証機関の認定基準に関する文書の記述

➢ MSPO Part4に関する認証において求める基準に関する記述 : ISO/IEC 17065を要求	
4.4.6	The applied certification and auditing procedures shall fulfil the requirements defined in the following documents:
a)	ISO/IEC 17021 -1 (for MSPO Standard MS 2530 series Part 2 & Part 3 certification)
b)	ISO/IEC 17065 (for MSPO Standard MS 2530 series Part 4 certification)
➢ バイオマスのCoC (MS2571:2022) に関する記述 : 認証について要求する規格は確認できず。	
Non-mandatory MSPO standards	Refers to MSPO standards other than MS2530 series (e.g. MS2571:2022 Chain of Custody of Oil Palm Biomass, etc.)

出典 : MSPO CERTIFICATION SCHEME DOCUMENT MALAYSIAN SUSTAINABLE PALM OIL CERTIFICATION SCHEME (2023年4月公開)

バイオマスCoCに関する追加文書 (2024年2月 MSPO公表)



(抜粋)

6.4 ACCREDITATION SCOPE

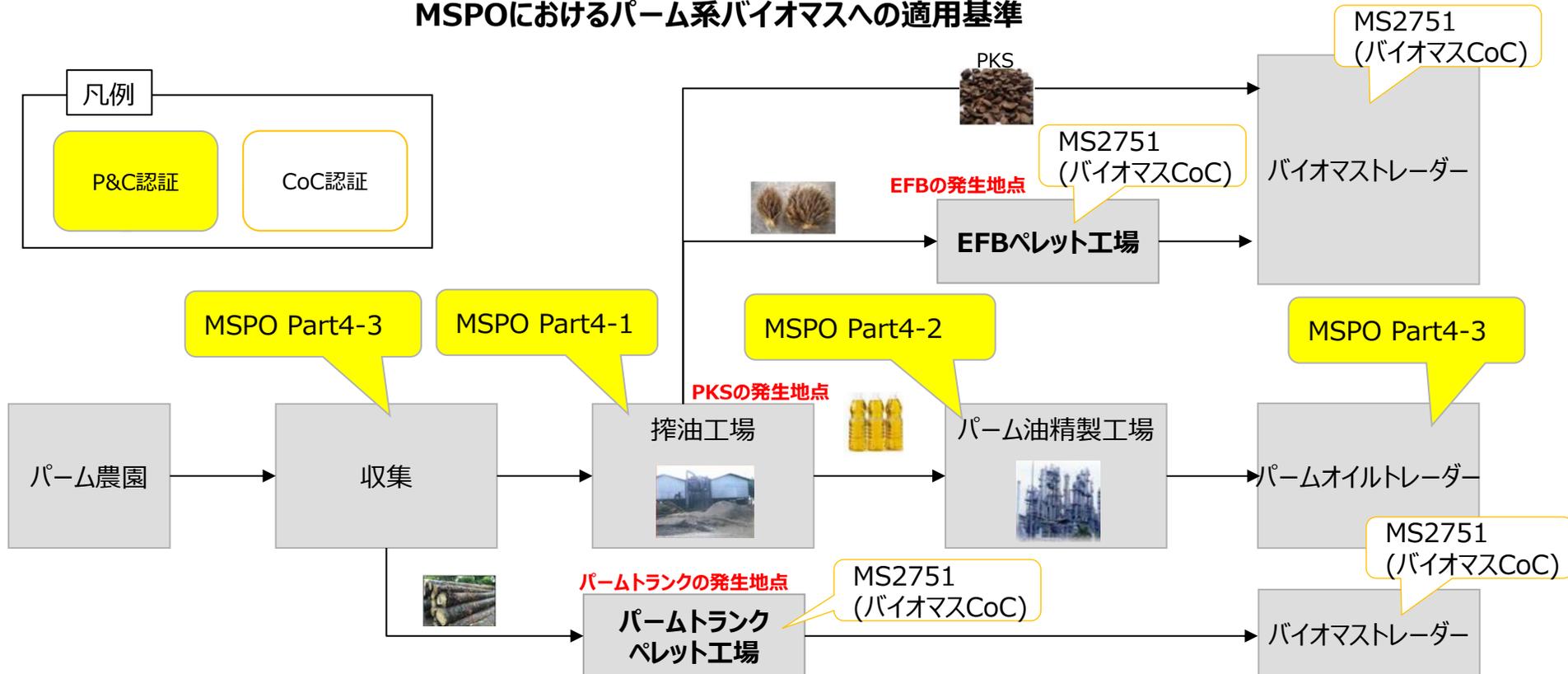
Local and international Certification Bodies that are interested and are applying to operate under the MS2751:2022 Malaysian Sustainable Palm Oil (MSPO) Chain of Custody of Oil Palm Biomass **shall have a valid accreditation issued in compliance with ISO/IEC 17065** - (Conformity assessment - Requirements for bodies certifying products, processes, and services)

出典 : MSPO CERTIFICATION SCHEME DOCUMENT
(<https://mspo.org.my/scheme-documents>)

MSPOにおけるパームトランク及びEFBの扱い（認証範囲の明確化）

- MSPOでは、パームトランクペレット及びEFBペレットの持続可能性については、CoC認証であるMS2751により確認するとされている。
- なお、MS2751は、MSPO Part4-1と同様に、農産物の収穫に伴って生じるバイオマスの持続可能性基準を満たすと考えられる（確認結果の詳細は次頁）。

MSPOにおけるパーム系バイオマスへの適用基準



※PKS、パームトランクペレット、EFBペレットの発生地点は、2019年8月22日 第4回バイオマス持続可能性WGにて整理済み。

<参考> 評価基準、RSPO2013基準、MSPO基準の比較（環境）

評価基準		RSPO 2013	MSPO Part4-1 パーム油搾油所向け (MS 2530:PART 4-1:2022)	MSPO Biomass CoC MS 2751
環境	温室効果ガス等の排出・汚染削減	<ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガス等の排出や汚染の削減の計画を策定し、その量を最小限度に留めるよう実行していること。 	<ul style="list-style-type: none"> 4.5.3 基準3：廃棄物の管理と処理 <ul style="list-style-type: none"> すべての廃棄物と汚染源を特定して文書化し、廃棄物管理計画を策定して実施する。 4.5.3.1 指標1：汚染の防止と最小化のための廃棄物管理計画を策定して実施するものとする。廃棄物管理計画は以下の対策を含むものとする。 <ul style="list-style-type: none"> a) 廃棄物と汚染の発生源を特定し、監視する。 4.5.4 基準4：GHG排出量 <ul style="list-style-type: none"> バリューチェーンに沿ったすべての関係者は該当する場合、GHGの排出源、監視、削減計画を特定する。この基準に関する報告は、毎年行うものとする。 4.5.4.1 指標1:組織はGHG排出源と排出プロセスのタイプを特定するものとする。 4.5.4.2 指標2：GHG排出量のモニタリングは、スキーム所有者のGHG計算機を使用し、削減計画を立てて実施する。 5.5.4.3 指標3：必要に応じて、組織は排出源とタイプをスキーム所有者に年次で報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 4.5.3 基準3：廃棄物の管理と処理 <ul style="list-style-type: none"> すべての廃棄物と汚染源を特定して文書化し、廃棄物管理計画を策定して実施する。 4.5.3.1 指標1：汚染の防止と最小化のための廃棄物管理計画を策定して実施するものとする。廃棄物管理計画は以下の対策を含むものとする。 <ul style="list-style-type: none"> a) 廃棄物と汚染の発生源を特定し、監視する。 4.5.4 基準4：GHG排出量 <ul style="list-style-type: none"> バリューチェーンに沿ったすべての関係者は該当する場合、GHGの排出源、監視、削減計画を特定する。この基準に関する報告は、毎年行うものとする。 4.5.4.1 指標1:組織はGHG排出源と排出プロセスのタイプを特定し、可能な場合はGHG排出量の削減を促進する。 注記：この指標の遵守は、スキーム所有者によって開発および承認されたGHG計算機およびガイドンスに従うことが条件となる。

<参考> 評価基準、RSPO2013基準、MSPO基準の比較（社会・労働）

	評価基準	RSPO 2013	MSPO Part4-1	MS 2751	
社会・労働	事業者による土地 使用権の 確保	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業者が事業実施に必要な土地 使用権を確保し ていることを証 明する 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 4.3.2. 基準2：土地 使用権 ■ 4.3.2.1 指標1：組織は、アブラヤシの栽培活動 が土地に対する他者の権利を侵害しないことを保 証する。 ■ 4.3.2.2 指標2：土地所有権、リース、先住民と の合弁契約、土地保有の履歴（入手可能な場合） など、土地 使用権を証明するものが、必要に応じ て関連する利害関係者に提供されるものとする。 ■ 4.3.2.3 指標3：紛争が発生している、または発生 していた場合、土地所有権の合法的な取得の文書 化された証拠と、以前の所有者や占有者に対して 行われた、または行われている公正な補償、これ らは自由意思に基づく事前の情報提供による同意 （FPIC）で受け入れられたものでなければならず 関連する利害関係者に提供されるものとする。 ■ 4.3.2.4 指標4：法的境界線マーカーが明確に区 分けされ、実行可能な場合は地上で目に見える形で 維持されていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 4.3.2. 基準2：土地 使用権 ■ 4.3.2.1 指標1：組織は、アブラヤシの処理施設 が土地に対する他者の権利を侵害しないことを保 証する。 <p>（該当する場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 4.3.2.2 指標2：土地所有権、リース、先住民と の合弁契約、土地保有の履歴（入手可能な場合） など、土地 使用権を証明するものが、必要に応じ て関連する利害関係者に提供されるものとする。 ■ 4.3.2.3 指標3：紛争が発生している、または発生 していた場合、土地所有権の合法的な取得の文書 化された証拠と、以前の所有者や占有者に対して 行われた、または行われている公正な補償、これ らは自由意思に基づく事前の情報提供による同意 （FPIC）で受け入れられたものでなければならず 関連する利害関係者に提供されるものとする。 ■ 4.3.2.4 指標4：法的境界線マーカーが明確に区 分けされ、実行可能な場合は地上で目に見える形で 維持されていること。 	
	児童労働 の排除	<ul style="list-style-type: none"> ■ 児童労働及び強 制労働がないこ とを証明する 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 児童の雇用又は搾取を行 わない。（6.7） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 4.4.3. 基準3：雇用条件 ■ 組織の公約を示すために、人権の尊重に関する方 針があること。この方針に沿って、組織は以下を 確保しなければならない。 ■ b) 強制や人身売買による労働、児童労働を行わ ない。 ■ 4.4.3.10 指標10：児童を雇用または搾取しては ならない。若年者の労働は、大人の監督下で、ま た教育の妨げにならない場合に許容される。また、 危険な労働環境にさらされてはならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 4.4.2. 基準2：雇用条件 ■ 組織の公約を示すために、人権の尊重に関する方 針があること。この方針に沿って、組織は以下を 確保しなければならない。 ■ b) 強制や人身売買による労働、児童労働を行わ ない。 ■ 4.4.2.8 指標 8：児童または若年者を雇用して はならない。
	強制労働 の排除	<ul style="list-style-type: none"> ■ 児童労働及び強 制労働がないこ とを証明する 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 強制労働又は人身売買によ る労働者は、いかなる形態 であっても行わない。 （6.12） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 4.4.3 基準3：雇用条件 ■ 組織の公約を示すために、人権の尊重に関する方 針があること。この方針に沿って、組織は以下を 確保しなければならない。 ■ b) 強制労働や人身売買、児童労働を行わない。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 4.4.2. 基準2：雇用条件 ■ 組織の公約を示すために、人権の尊重に関する方 針があること。この方針に沿って、組織は以下を 確保しなければならない。 ■ b) 強制労働や人身売買、児童労働を行わない。

<参考> 評価基準、RSPO2013基準、MSPO基準の比較（社会・労働）（続き）

評価基準		RSPO 2013	MSPO Part4-1	MS 2751
社会・労働	健康・安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> 労働者の健康と安全を確保する 業務上の健康と安全に関する計画が文書化され、実効的に伝達され、及び実施される。(4.7) 農業は、健康又は環境を危険にさらさない方法で使用される。(4.6) 	<ul style="list-style-type: none"> 4.4.2 基準2: 従業員の安全と健康 組織活動は、法的要求事項に沿って、労働安全衛生リスクを軽減するために評価され、計画が策定されなければならない。 4.4.2.1 指標1: 労働安全衛生方針および計画が策定され、伝達され、実施されるものとする。 4.4.2.3 指標3: 労働・安全・健康の記録が維持されていること。 	<ul style="list-style-type: none"> 4.4.1 基準1: 従業員の安全と健康 組織活動は、法的要求事項に沿って、労働安全衛生リスクを軽減するために評価され、計画が策定されなければならない。 4.4.1.1 指標1: 労働安全衛生方針および計画が策定され、伝達され、実施されるものとする。 4.4.2.3 指標3: 労働安全衛生の記録が維持されていること。
	労働者の団結権・団体交渉権の確保	<ul style="list-style-type: none"> 労働者の団結権・団体交渉権の確保 雇用主は、すべての労働者が独自の選択によって労働組合を組織し加入する権利、及び団体交渉を行う権利を尊重する。結社の自由及び団体交渉の自由に関する権利が法の下で制限されている場合、雇用主は全従業員の自立的で自由な結社及び交渉の権利を確保する同等の方法を推進する。(6.6) 	<ul style="list-style-type: none"> 4.4.3.11指標11: 組織は、適用される法令に従い、すべての従業員が労働組合を結成または加入する権利を尊重し、労働者自身の代表者が団体交渉を促進することを認めなければならない。 従業員は、労働条件について組織化し、交渉する権利を有する。この権利を行使する従業員は、差別されたり、影響を受けたりしてはならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 4.4.2.9指標9: 組織は、適用される法令に従い、すべての従業員が労働組合を結成または加入する権利を尊重し、労働者自身の代表者が団体交渉を促進することを認めなければならない。 従業員は、労働条件について組織化し、交渉する権利を有する。この権利を行使する従業員は、差別されたり、影響を受けたりしてはならない。

<参考> 評価基準、RSPO2013基準、MSPO基準の比較（ガバナンス）

評価基準		RSPO 2013	MSPO Part4-1	MS 2751
ガバナンス	法の遵守	<ul style="list-style-type: none"> 原料もしくは燃料を調達する現地国の法規制が遵守されること。 	<ul style="list-style-type: none"> 4.3.1.2指標2：地域、州、国、批准された国際的な法律、協定や規制を含む、特定された法的要件の遵守を監視する。 	<ul style="list-style-type: none"> 4.3.1.2指標2：地域、州、国、批准された国際的な法律、協定や規制を含む、特定された法的要件の遵守を監視する。
	情報提供・公開	<ul style="list-style-type: none"> 認証取得事業者が関係者に対し適切に情報提供を行うことが担保されること。 	<ul style="list-style-type: none"> 4.1.1.2指標2：継続的な改善は新しい情報や技術だけでなく、社会的・環境的影響、安全衛生に対する考慮に基づいて行われる。 4.2.1 基準1：コミュニケーションと協議 利害関係者との透明性のあるコミュニケーションおよび協議のためのシステムまたは手順を確立、文書化、実施する。 4.2.1.4指標4：組織は、関連するステークホルダーが要求する情報を提供するものとし、経営文書は、商業上の守秘義務や環境または社会に悪影響を及ぼす可能性のある開示によって制限されるものを除き、一般に公開されるものとする。情報と文書は、適切な言語と形態であること。 	<ul style="list-style-type: none"> 4.2.1 基準1：コミュニケーションと協議 ステークホルダーとの透明性のあるコミュニケーションおよび協議のためのシステムまたは手順を確立、文書化する。 組織は、コミュニケーションシステムを確立する際、遵守義務、共有すべき情報の種類、MSPO CoCの油ヤシバイオマス実装によって生成される情報との一貫性、および信頼性を考慮する。 ステークホルダーからの関連する協議に応じる義務がある。
	認証の更新・取消	<ul style="list-style-type: none"> 認証の更新・取消に係る規定が整備されていること。 	<ul style="list-style-type: none"> 認証は5年間有効、期限前に再評価を受けることが必要。 毎年の年次監査を受ける必要がある。 審査/年次監査において、原則・基準との不適合は「Major（重大）」と「Minor（軽微）」に分けて評価される。 初回審査では、「Major」な不適合がある場合には認証は付与されない。 年次監査では、「Major」な不適合がある場合は90日以内に解決しないと認定一時停止となる。その後さらに、審査機関と事業者の間で取り決めた期間内（最大6カ月）に解決しない場合は認証取消となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 4.1.8基準8：内部監査 MSPOの要求事項への適合性を確認するために、内部監査が計画され、毎年実施されていること。 4.1.8.1指標1：監査の計画、実施、報告、フォローアップの手順が確立されていること。 4.1.8.2指標2：提起された各不適合の根本原因を実施して、適切な是正措置を決定する。 4.1.9基準9：マネジメントレビュー 組織は、MSPOの実施状況を毎年見直すものとする。

<参考> 評価基準、RSPO2013基準、MSPO基準の比較（サプライチェーン認証）

	評価基準	RSPO 2013	パーム油	バイオマス
サプライチェーンの担保	■ 発電事業者が使用する認証燃料がサプライチェーン上において非認証燃料と混合することなく分別管理されていること。	IP SG MB B&C	SG MB (*)	SG MB (**)

<参考> 評価基準、RSPO2013基準、MSPO基準の比較（認証審査の第三者性）

	評価基準	RSPO 2013	MSPO (Part2-4、MS2571共通)
認証における第三者性の担保	認証機関の認定プロセス	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認証機関 (Certification Body) は認定機関 (Accreditation Body) により認定される。 ■ 認定機関はASI (Assurance Services International) 。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認証機関はStandards Malaysia により認定される Standards Malaysia の認定システムはMS ISO/IEC17021 等の信頼できる国際基準に準拠しており、提供される認定サービスが公平で差別的でなく信頼できるものであることを保証している。 (**) ■ (注) Standards Malaysia はIAFメンバー
	認証付与の最終意思決定	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認証機関が監査 (audit) を行い、監査報告書を作成し独立した審査官 (peer reviewer) に共有する。独立した審査官は認証機関に所属しているものであってはならない。審査官が審査を実施した後、その結果を踏まえて認証機関が認証付与を承認する最終判断を下す。 ■ 認証機関は証書をRSPO事務局に送付し認証プロセスを完了する。RSPOによる認証の承認をもって認証の発行が完了する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認証機関が監査 (audit) 報告書をMPOB に提出し、MPOB がこれを審査 (review) 。審査を踏まえて認証機関が最終報告書を作成し、認証機関の認証パネル (certification panel) に提出し、認証付与の判断を仰ぐ。認証機関がMPOB に認証付与を許可した旨を通知する。認証機関が認証を発行。 (**)
	第三者認証スキームの中立性・組織的な担保	認定機関のISO17011への適合及びISO17011に適合した認定スキームの整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ ASI (Assurance Services International) ISO17011に適合。 ■ ASIの認定スキームに基づく認証機関の認定実績多数。

出典

RSPO「RSPO Certifications Systems for Principles & Criteria」(2017年)

RSPOウェブサイト (<https://rspo.org/certification/bodies>)

Malaysian Sustainable Palm Oil (MSPO) Certification Scheme (MS2530:2022、SUPPLY CHAIN CERTIFICATION STANDARD (MSPO SCCS)*、MS 2751:2022 MSPO chain of custody of oil palm biomass **)

第三者認証スキームの追加について

- PEFC

(Programme for the Endorsement of Forest Certification)

- MSPO

(Malaysian Sustainable Palm Oil)

- **評価結果（案）**

評価結果（案）

- 本WGでの確認の結果、**PEFC（輸入木質バイオマス）及びMSPOのCoC認証であるMS2751（PKS等）**については、必要な要件を満たすと考えられることから、これらを**ライフサイクルGHGを確認できる第三者認証スキームとして追加**することとしてはどうか。

第三者認証スキームの対応状況

第三者認証スキーム		RSPO		RSB		GGL		ISCC		SBP		MSPO Part4 / MS2751		農産資源認証協議会		PEFC		
		持続可能性	持続可能性	LCGHG	持続可能性	LCGHG	持続可能性	LCGHG										
農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（輸入）	主産物	パーム油	○	○	○			○	○									
	副産物	PKS		○	○	○	○	○	○	○			○	○ 既定値 かつP&C 認証のみ	○	○		
		パームトランク		○	○	○	○	○	○	○			○	○ 既定値 かつP&C 認証のみ				
		EFB（パーム椰果実房）		○	○	○	○	○	○	○			○	○ 既定値 かつP&C 認証のみ				
		ココナッツ殻、カシューナッツ殻、くるみ殻、アーモンド殻、ピスタチオ殻、ひまわり種殻、コーンストローペレット、ベンゴワン（葛芋）種子、サトウキビ葉茎、ピーナッツ殻、カシューナッツ殻油		○	○	○	○	○	○	○	○							
輸入木質バイオマス※						○	○			○	○						○	○

※輸入木質バイオマスの持続可能性の確認については、GGL/SBP/PEFCを含め、木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月 林野庁）及び合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）による。